

令和7年度家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、飼料価格の高騰により経営が逼迫している畜産経営体の経営の安定維持を図るため、緊急的に、畜産経営体に対し、予算の範囲内において家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「配合飼料」とは、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2(1)に定める「配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）」が配合飼料の価格差補てん事業の対象とする飼料をいう。
- (2) この要綱において「飼料原料」とは、家畜に対し餌として給与するもののうち、配合飼料を除く、穀類、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料に該当すると判断できるものをいう（代用乳を除く）。
- (3) この要綱において「畜産経営体」とは、静岡県内の農場で使用するために配合飼料又は飼料原料を購入する者をいう。
- (4) この要綱において「団体」とは、静岡県経済農業協同組合連合会、一般社団法人静岡県配合飼料価格安定基金協会、静岡県開拓農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会をいう。
- (5) この要綱において「配合飼料購入支援金（団体支援型）」とは、団体を通じて基金に加入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (6) この要綱において「配合飼料購入支援金（直接支援型）」とは、団体以外の組織を通じて基金に加入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (7) この要綱において「配合飼料購入支援金（個別支援型）」とは、令和8年度から基金に加入する畜産経営体に対する支援金をいう。
- (8) この要綱において「飼料原料等購入支援金」とは、飼料原料を購入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (9) この要綱において「支援金」とは、「令和5年度家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付要綱（令和5年12月21日付け農畜第235号-3経済産業部長通知）」に定める支援金をいう。
- (10) この要綱において「飼養衛生管理改善計画書」及び「飼養衛生管理改善取組状況報告兼計画書」とは、「令和5年度家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付要綱（令和5年12月21日付け農畜第235号-3経済産業部長通知）」の第7(1)に基づき提出した計画書のことをいう。
- (11) この要綱において「飼育月」とは、畜産経営体が飼料を購入した実績がある月のことをいう。ただし令和7年度第4四半期は購入予定月とする。

第3 支援対象者

支援対象となる畜産経営体は、(1)～(3)に該当するとともに、次表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める畜産経営体の要件を満たす者とする。

- (1) 令和8年度以降少なくとも令和9年3月まで畜産経営を継続する者
- (2) 暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと
- (3) 既に交付された支援金において誓約事項に虚偽がないこと

区 分	畜産経営体の要件
配合飼料購入支援金 (団体支援型)	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度家畜用飼料価格高騰対策緊急事業参加申込兼承諾書を提出していること。 2 令和7年度に契約した配合飼料の合計が4 t以上であること。
配合飼料購入支援金 (直接支援型)	<ol style="list-style-type: none"> 3 令和8年度に基金に加入すること。 4 支援金の交付実績のある者については、飼養衛生管理改善計画書若しくは飼養衛生管理改善取組状況報告兼計画書において報告した事項について引き続き取り組むこと。 5 支援金の交付実績のない者は、別に定める飼養衛生管理改善計画を作成し、これに取り組むこと。
配合飼料購入支援金 (個別支援型)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請時点の飼養頭羽数が基金の加入条件以上であること。 2 令和7年度第1～第3四半期に購入した配合飼料の合計が3 t以上であること。ただし、令和7年4月以降、新規で経営を始めた畜産経営体は、就農の翌月から12月までに購入した配合飼料を1ヶ月換算した数量を3倍（四半期換算）した数量が1 t以上の場合は対象とする。 3 令和8年度以降に基金に加入し、第4の(2)に定める支援対象数量以上を契約すること。 4 別に定める飼養衛生管理改善計画を作成し、これに取り組むこと。
飼料原料等 購入支援金	<p>(支援金の交付実績のある者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請時点の飼養頭数が基金の加入基準以上であること。 2 令和7年度第1～第3四半期に購入した配合飼料が3 t未満であり、かつ、購入した配合飼料と飼料原料の合計が3 t以上であること。 なお、令和7年度第1～第3四半期に購入した配合飼料が3 t以上であっても、令和7年度に基金に加入している場合で、かつ、飼料原料が配合飼料より多い場合は、本支援金の対象になることができることとする。その場合、飼料原料のみを支援対象とする。 3 飼養衛生管理改善計画書若しくは飼養衛生管理改善取組状況報告兼計画書において報告した事項について引き続き取り組むこと。

	<p>(支援金の交付実績のない者)</p> <p>1 申請時点の飼養頭羽数が基金の加入条件以上であること。</p> <p>2 令和7年度第1～第3四半期に購入した配合飼料が3 t未満であり、かつ、購入した配合飼料と飼料原料の合計が3 t以上であること。ただし、令和7年4月以降、新規で経営を始めた畜産経営体は、就農の翌月から12月までに購入した配合飼料と飼料原料の合計を1ヶ月換算した数量を3倍(四半期換算)した数量が1 t以上の場合は対象とする。</p> <p>3 別に定める飼養衛生管理改善計画を作成し、これに取り組むこと。</p>
--	--

第4 支援対象数量

(1) 配合飼料購入支援金(団体支援型及び直接支援型)

令和7年度の基金の契約数量(トン)の計(小数点以下切り捨て)とする。ただし、静岡県内の農場で使用するために購入した配合飼料のみを対象とする。

(2) 配合飼料購入支援金(個別支援型)

令和7年度第1～第3四半期に購入した支援対象飼料の合計数量を同期間内の飼育月数で除した1ヶ月あたりの飼料購入量に、令和7年度の飼育月数を乗じた数量(トン、小数点以下切り捨て)とする(ただし、令和8年度又は9年度第1四半期の基金の契約予定数量を3で除した数量に飼育月数を乗じた数量(トン)のいずれか少ない方とする)。

$\frac{\text{(令和7年度第1～第3四半期に購入した合計数量)}}{\text{(令和7年度第1～第3四半期の飼育月数)}}$	×	(令和7年度の飼育月数)
---	---	-----------------------

(3) 飼料原料等購入支援金

令和7年度第1～第3四半期に静岡県内の農場で使用するために購入した飼料原料及び配合飼料の数量(トン、小数点以下切り捨て)の4/3倍とする。ただし、(1)の配合飼料購入支援金(団体支援型及び直接支援型)対象者の令和7年2月1日現在の飼養羽数より算出した各畜種1頭羽あたりの支援対象数量の平均を上限とし、飼料原料については「日本標準飼料成分表(社)中央畜産会出版」に基づき県が別に定める一般的な配合飼料の水分量に換算したものとする。また、購入数量が当該農場における飼養頭羽数に見合っていないと判断される場合は対象外とする。なお、令和7年4月以降新規で経営を始めた畜産経営体については、就農の翌月から12月までに購入した対象飼料の合計数量を同期間内の飼育月数で除した1ヶ月あたりの飼料購入量に、令和7年度の飼育月数を乗じた数量(トン、小数点以下切り捨て)とする。

$\frac{\text{(令和7年度第1～第3四半期に購入した合計数量)}}{\text{(令和7年度第1～第3四半期の飼育月数)}}$	×	(令和7年度の飼育月数)
---	---	-----------------------

第5 支援単価

(1) 配合飼料購入支援金

支援対象数量1トン当たり270円とする。

(2) 飼料原料等購入支援金

支援対象数量1トン当たり270円を上限に、令和7年度第1～第3四半期の1トン当たり飼料購入費に補正率0.0028を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。

第6 支援金額

支援対象数量に支援単価を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。

第7 交付の申請

(1) 提出書類

ア 配合飼料購入支援金（団体支援型）

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② その他知事が必要と認める書類

イ 配合飼料購入支援金（直接支援型、個別支援型）及び飼料原料等購入支援金

- ① 交付申請書兼請求書（様式第2号）
- ② その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(3) 提出先

配合飼料購入支援金（団体支援型）については、知事が支援金の交付事務を委託する、当該畜産経営体が基金に加入している団体、配合飼料購入支援金（直接支援型、個別支援型）及び飼料原料等購入支援金については、知事に提出するものとする。

第8 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、第7に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めたときは、支援金の交付決定及び確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による支援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第3号により行うものとする。

第9 支援金の返還

知事は、支援金の交付を受けた者が交付申請時に誓約した事項が事実と異なることが判明したときは、支援金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第10 加算金及び延滞金

- (1) 第9の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるそ

の後の期間については、既納額を控除した額) 100円につき 1 日 3 銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第9の規定により支援金の返還を命じられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- (3) 第9の規定により支援金の返還を命じられた者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき 1 日 3 銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (4) 知事は、(1)又は(3)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第11 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第7に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第12 検査及び報告

知事は、本事業の適正な実施のため、必要な検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができ、申請者は、これに応じなければならないものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年度分の支援金に適用する。

附 則

この改正は、令和5年12月21日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の支援金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の支援金から適用する。